

PTA会則の新旧比較組織案の新旧対比表

	旧	新
第1章	名称	
1	本会は草津市立老上中学校PTAと称し、事務局を老上中学校に置く。	
第2章	目的および活動	
2	本会は保護者と教職員が協力して生徒の健全な心身の育成と福祉の向上をはかることを目的とする	<全体が決定してから必要に応じて改定>
3	本会は前条の目的遂行を本旨とする自主独立の団体であり、政治的宗教的団体、ならびに他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。	
4	本会は第3条の目的を達成するために次の活動を行う。 1：会員の教養を高め、互いに親睦をはかること。 2：家庭と学校とが互いに学校教育、家庭教育を理解し、地域社会に働きかける。 3：学習環境の整備と生徒の生活環境の改善および福祉の向上につとめる。 4：その他、目的遂行のため必要な活動を行う。	本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。 1：学校行事や活動を支援・補助する（活動支援事業） 2：生徒が安全に心地よく生活できる環境づくりに協力する（安全環境事業） 3：社会生活に必要な知識や技能を生徒と共に学ぶ機会を設ける（親子研修事業） 4：活動内容や様々な情報を発信する（情報は新事業） 5：その他、目的遂行のために必要な活動を行う
第3章	5 前条の活動に必要な専門部および委員会をおく。その活動は細則により、これを定める。	削除<専門部および委員会を原則設置しない>
	6 本会の会員は、本会則第2章「目的および活動」に賛同する、老上中学校生徒の保護者、または、これに代わる者ならびに同校に勤務する教職員で構成する。会員はすべて、平等の権利と義務をも	
第4章	役員	
7	本会には次の役員をおく。 会長 1名（P） 副会長 2名 事務局長 1名 事務局次長2名（P1、T1） 会計 2名（P1、T1） 同和教育推進委員長 1名 同和教育推進副委員長 2名 教育推進委員長 1名 教育推進副委員長 1名 <以上を本部役員とする> 本部役員は、特別委員をのぞき、学級委員を兼ねることができない。	本会の入会および退会は自由である。<新設> 会員は本会の趣旨を十分理解して、本会の事業に積極的に参加するものとする。<新設> <申し合わせとして各自のうちの最低1つには参加することなどを総会時に提案する> 本会には次の役員を置き本部役員とする（保：保護者 教：教職員） 会長：1名（保） 副会長兼会計監査：1名（保） 事務局員：1名（保）1名（教） 会計：1名（教） 同和教育推進委員：2名（保）1名（教） 顧問：校長 なお、状況に応じて 人数はこれを超えてもかまわない
8	本会に顧問をおくことができる。	本会には校長とは別に 本部役員会の了承のもとに 顧問をおくことができる。
9	会長は本会を代表し、会務を総括し、総会、委員総会、運営委員会、特別委員会を招集する。	会長は本会を代表し、総会および本部役員会を招集する。
10	副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。	副会長は状況に応じて会長の職務を代行する。また、 会計監査の業務を兼務する。
11	事務局長は諸会議の議事録にたずさわるとともに、各種の通知を発する等の庶務を担当する。事務局長に事故ある時は事務局次長がその職務を代行する。	事務局員（保）は 総会および本部役員会の議事進行（議長） を行う。 事務局員（教）は各種連絡調整・事務準備等を行う。
12	会計は会計事務を担当し、会計簿を処理保管ならびに総会において会計監査委員の承認を得た決算報告をする	会計は会計事務を担当し、総会において会計報告を行う。< 会計は教職員のみ >
13	同和教育推進委員長は、同和教育の推進と啓発をはかる。	同和教育推進委員は 校区の同推事業に参加協力する。
14	教育推進委員長は、生徒の部活動の後援、並びに地域協働合校事業の啓発と推進をはかる。	削除<教育推進委員会の廃止> <部活動の後援は「後援会」に移行>
15	役員は任期は1ヶ年（4月1日～翌年の3月31日まで）とし、再任を妨げない。ただし、補欠によるものは前任者の残任期間とする。役員選出の方法は細則の定めるところによる。	役員は任期は4月1日より1年間とし、再任を妨げない。役員選出の方法は細則に定めるところによる。< 補欠は選出しない >
第5章	会議	
16	会議は総会、委員総会、運営委員会、同和教育推進委員会、教育推進委員会および専門部会とする。	会議は総会および本部役員会とする。< 委員会・専門部会の廃止 >
17	総会 1：総会は最高議決機関であり、年1回以上開く。 2：総会は会長が招集する。ただし、全会員の過半数の要求があった場合は臨時総会を開くことができる 3：総会の定足数は委任状を含め、全会員の過半数とする。 4：議決には、出席者の過半数の同意を要する。可否同数の時は議長が決する。	
18	委員総会は、運営委員、同和教育推進副委員長、教育推進副委員長、教育推進委員、学級委員、地域部員および学校関係者で構成し、本会の運営に関する重要事項について審議し議決する。	本部役員会は 総会の決定に基づき、各事業の具体的計画・運営方法等を審議し議決する。
19	運営委員会は本部役員ならびに各専門部長で構成する。	削除<運営委員会の廃止>
20	本会の運営に特に必要のあるときは、特別委員会を設けることができる。	
21	会議の議決は出席者の過半数の同意によって決める。	

	旧	新
第6章	会 計	会計・会計監査
22	本会の活動に要する経費は、会費・寄付金その他の収入によって支弁する。	
23	会費の額および徴収方法は総会の議決によってこれを定める。	※PTA総会資料および予算案提案時に徴収方法を提示！！
24	本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。	
25	特別の事情により会費の全部または一部を免除することができる。	
26	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。
第7章	会計監査	削除<第6章に統合>
27	本会の経理を監査するため会計監査委員2名をおく。	削除<会計監査は副会長が兼任>
28	会計監査委員の選出の方法は細則の定めるところによる。	削除<会計監査は副会長が兼任>
29	会計監査委員は必要に応じて随時に会計監査を行うことができる。	会計監査は年度末に1回とする。ただし、必要に応じて年度途中に行うことができる。
30	会計監査委員の任期は1ヶ年とし、再任を妨げない。	削除<会計監査は副会長が兼任するため副会長の任期と同じ>
第8章	同和教育推進委員会	削除<同和教育委員会は組織しない>
31	同和教育推進、啓発のため同和教育推進委員会を設ける。構成は本部役員、地域部員、学級委員をもって組織し、同和教育推進委員長がこれを委嘱する。委員長、副委員長の選出方法は細則の定めるところによる。	削除
32	委員長は委員会を代表し、事業の推進をはかる。会長に連絡の上、随時委員会を開く。	削除<同和教育推進委員は将来的になくした上で副会長3人制に移行を想定>
33	副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。	削除<委員長・副委員長を設けない>
第9章	教育推進委員会	削除<教育推進委員会の廃止 部活動の後援は「後援会」に移行>
34	地域協働合校推進事業と、生徒の部活動を推進するため教育推進委員会を設ける。構成は委員長、副委員長若干名、教育推進委員若干名をもって組織する。教育推進委員は運営委員と各部活動の保護者の互選により選出された者および本校に勤務する教職員とし、会長が委嘱する	削除<保護者会は各部署で組織し、年2回の保護者会も各部署で開催予定>
35	委員長は委員会を代表し、事業の推進をはかる。会長に連絡の上、随時委員会を開く。	削除
36	副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。	削除
第10章	学級委員	削除<学級委員の廃止 学級懇談時は担任が司会運営の予定>
37	学級選出の委員を学級委員という。定数は学級ごとに3名とし、互いに協力して学級活動の運営にあたる。	削除
第11章	専 門 部	削除
38	本会は、第6条により、次の専門部を置く。 地域部 学年部 研修部 厚生部 広報部	削除<専門部は設置しない>
39	構成は、部長、副部長、部員をもって組織する。	削除
40	部長は、部を代表し、事業の推進をはかる。会長に連絡の上、随時部会を開く。	削除
41	副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時は、その職務を代行する。	削除
第12章	細則・規定	
42	本会の運営に関し必要な細則・規定は本会則に反しない限りにおいて、委員総会の議決によって定める。	本会の運営に関し、役員選出規定、報酬・旅費・弔意規定およびその他の必要な細則・規定は本会則に反しない限りにおいて、本部役員会の議決によって定める。
第13章	補則	
43	会則の改正は総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。	
44~51	改正施行日(省略)	
付記	改正日(省略)	<改正にせず新規とする>